

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

東洋シャッター株式会社
大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 6 月 12 日 ~ 令和 8 年 7 月 11 日 (1ヵ月)

東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

東海区域(岐阜県、愛知県、三重県)

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、国土交通省近畿地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止10日間)を受けた。このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内

